6/11
赤旗

市民と犯罪集団の境目曖昧

「共謀罪」乱用の危険

「共謀罪」法案が一般市民に対する弾圧、日常的監視に乱用される危険はますます明白となっています。

「共謀罪」の対象犯罪には「組織的威力業務妨害罪」が入っています。

沖縄で、基地建設に反対する市民運動家が、威力業務妨害罪容疑で逮捕、長期勾留される事件も起きています。同罪の「威力」とは「人の意思を制圧する勢力を示すこと」とされますが、非常に漠然としたもの。5月16日の衆院法務委員会の参考人質疑で海渡雄一弁護士は「(同罪は)要件があいまいで弾圧に使われてきた。治安維持法に匹敵する乱用の危険があり、共謀罪の対象から削除すべきだ」と述べました。

同19日の法務委員会で民進党の枝野幸男議員は「『威力』は、威勢、人数、周囲の状況から総合判断されるが、共謀の段階ではわからない」と指摘。

市民の反対運動に適用されると、市民が「行き過ぎちゃうかもしれないが、仕方ないね」と相談した場合も共謀罪処罰されるとし、「話し合いにも大きな萎縮をもたらす」と批判しました。

警察のさじ加減

大勢で座り込み、鳴り物も使って抗議するなどの相談をしたとき、市民が組織的犯罪集団から除外される保証は、条文のどこにもありません。結局、警察のさじ加減です。

政府は「団体に所属せず、通常の団体に所属する人は、処罰、捜査の対象にならない」と述べてきました。

複数人で犯罪実行の意思を共有しても、「団体」でなければ組織的犯罪集団にならないというのです。

個人の集まりではなく「団体」というためには、「役割分担と指揮命令系統の存在」が必要とされます。しかし、振り込め詐欺の事例で判例は、リーダーと実行犯や出し子、運搬役などの分担があれば「団体」と認めており幅が広いのです。

8日の参院法務委員会の質疑でこの点を追及した日本共産党の山添拓議員は、組織的犯罪集団と認められる基準が不明確で、「単なる共犯なのか、共謀罪で直ちに処罰されるのか、その境目が全く不明確だ」と批判しました。

広く一般人対象

また金田勝年法相は「組織的犯罪集団」は、テロリズム集団、麻薬密売組織、暴力団などに「限定されない」(8日)と明言。組織的犯罪集団の構成員でなくとも「計画」(共謀)は行えるとし、一般人処罰の可能性を認めています(1日)。

人権団体や環境保護団体も「隠れみの」かもしれず、実態を捜査して判断するとも述べています。広く一般人が処罰、捜査の対象になり、原発や基地建設に反対するなど市民運動の弾圧、監視に「共謀罪」が乱用される危険が明白です。